

会則

以下に有志の父母会の会則（案）を記載します。

太文字赤文字が変更箇所です。

吉川つばさ保育園 有志の父母の会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は吉川つばさ保育園 有志の父母の会と称し、在籍園児の保護者の中から希望者のみで組織する。

（目的）

第2条 本会は、保護者相互の親睦と保育の向上を図る事を目的とする。

（事業）

第3条 本会は前条の目的を達成する為に、下記の行事活動を行う。

1. 吉川つばさ保育園 有志の父母の会の役員会及び総会の開催
2. 保育に関する研究・懇談
3. 保育園と協力して、親睦を図る
4. 各種行事の開催とそれに伴う協力および援助
5. そのほか必要な活動

（役員）

第4条 本会に次の役員を置く。

会長 1名
副会長 1名
会計 1～2名
書記 1～2名
会計監査 1名
行事補佐 上記役員以外の立候補者

卒園対策委員 つばめ組 4名

上記を役員会本部として置く。

どの役員になるかについては新役員立候補者内で話し合い決定するものとする。

（役員任期）

第5条 役員任期は1年とする。また、再任は妨げない。

（会長の任務）

第6条

1. 会長は、本会を代表し、議長となる。副会長は、会長を補佐し、これを代理する。
2. 会長は話し合いを持たなければならない場合、臨時総会を開くことができる。

（会議）

第7条 本会の会議は、総会及び役員会の2種とする。

(活動費)

第8条 本会の活動費は、会費を持ってこれに充てる。

1. 本会の会費は、園児1人につき、月額300円とする。
2. 途中入園、退園の場合は、徴収、返金する。
なお、15日以上在籍した場合は、1ヶ月分の会費とする
3. 任意参加イベントについては参加者から個別に参加費という形で徴収する。
4. 次年度の新役員への立候補者がいなかった場合、余剰繰越金は園に寄付するものとする。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、当該年度の4月1日から翌年3月31日とする。

(会則の変更)

第10条 本会の会則の変更は、総会にて行う。

(役員選出)

第11条 本会の次年度新役員選出は2月末までに行い、4月1日より新役員での活動とする。

1. 役員を選出は立候補制とする。
2. 有志の父母の会の新役員への立候補者が5名未満の場合は、次年度の活動はなしとする。
3. 立候補者が7名より多い場合は、立候補者の中から役員7名を抽選で決定し、その7名以外は行事補佐とする。
4. 卒園対策委員への立候補者の申出が4名に達しない場合は、残りを現ひばり組（次年度つばめ組）の中から抽選で決定するものとする。**なお、抽選は役員未経験者の中からは行う。**
5. 前年度の有志の父母の会役員が不在だった場合、新役員募集は保育園側にて募集するものとする。

(附則)

1. 本会則は平成19年6月1日から施行する。
2. 本会則は平成22年4月1日より、一部改正し、平成22年5月13日より運用する。
3. 本会則は平成23年4月1日より、一部改正し、平成23年5月13日より運用する。
4. 本会則は平成24年4月1日より、一部改正し、平成24年5月25日より運用する。
5. 本会則は平成25年4月1日より、一部改正し、平成25年5月24日より運用する。
6. 本会則は平成26年4月1日より、一部改正し、平成26年5月23日より運用する。
7. 本会則は平成29年4月1日より、一部改正し、平成29年5月12日より運用する。
8. 本会則は平成30年4月1日より、一部改正し、平成30年5月11日より運用する。
9. 本会則は令和4年4月1日より、一部改正し、令和4年6月27日より運用する。
10. 本会則は令和5年4月1日より、一部改正し、令和5年5月15日より運用する。
11. 本会則は令和6年4月1日より、一部改正し、令和6年7月1日より運用する。
12. 本会則は令和7年1月1日より、一部改正し、令和7年4月1日より運用する。
※但し、R7年度の新役員選出については即時運用開始とする。